

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年10月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400097 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400039 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年10月3日から平成15年3月下旬まで

請求期間のうち、平成3年10月3日から平成15年3月中旬までの期間については、前回、B市C地区のA社という飲食店で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする令和6年2月22日付けの通知を受け取った。

今回、請求期間を平成3年10月3日から平成15年3月下旬までとし、年金手帳(写)及び写真(写)を提出するので、再度審議の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間のうち、平成3年10月3日から平成15年3月中旬までの期間に係る訂正請求については、昭和60年版D地図(E社発行)及びF地図2002(G社発行)(以下「D地図及びF地図」という。)並びに請求者から提出された写真(写)等により、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえるが、i) D地図及びF地図により確認できる、A社の所在地を管轄する法務局において、A社又は当該名称に類似する事業所の商業登記は確認できない上、オンライン記録及び紙台帳検索システム(事業所名簿)においても、当該所在地にA社又は当該名称に類似する事業所名の厚生年金保険の適用事業所記録は確認できないこと、ii) オンライン記録において、請求者が記憶する事業主の氏名から、A社の事業主を特定できない上、請求者は、記憶する同僚として、複数の姓を挙げているが、当該同僚を特定できず、照会することができないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどとして、既に令和6年2月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は、A社での勤務期間はもう少し長かったとして、請求期間の終期を

平成 15 年 3 月中旬から同年 3 月下旬に変更した上で、年金手帳（写）及び写真（写）を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間について、このたびの請求者の陳述等をもとに、A社の所在地に係る不動産登記簿、オンライン記録等の調査により抽出された対象者に照会し、回答が得られたA社の事業所関係者であったとする者の陳述により、i) A社については、営業期間は昭和 59 年頃から平成 13 年頃までであり、厚生年金保険には未加入であったこと、ii) 従業員については、国民年金に加入するように説明し、給与から厚生年金保険料を控除していなかったことがそれぞれうかがえることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらず、ほかに請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。